

富津市地域生活支援拠点 について

令和5年4月
富津市役所 障がい福祉課

富津市地域生活支援拠点の運用が始まりました。

<目的>

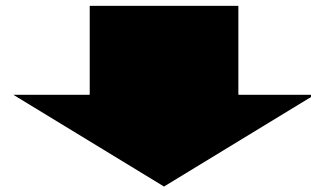
地域には、障がいのある方等を支える様々な資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分とはいえない状況となっています。

今後、障がいのある方等の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がいのある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を整備します。

<国が示す地域生活支援拠点における5つの機能>

①相談支援	緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い重度化した障がい方等に対しての専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

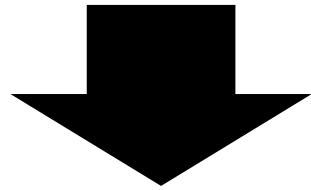
- ①相談支援
- ②緊急時の受入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり



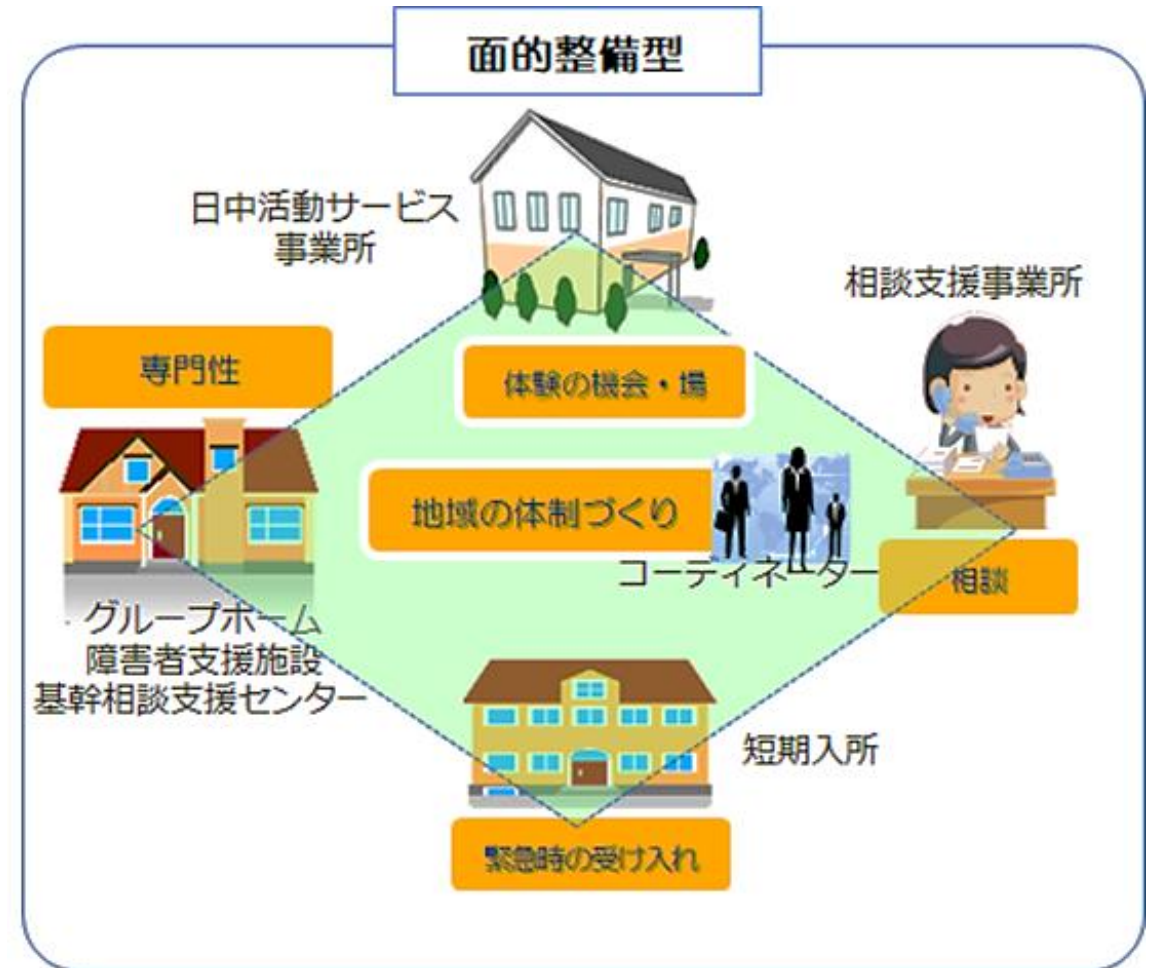
☆5つの機能を有機的に結び付け、地域生活支援拠点を円滑に実施するため、**基幹相談支援センター『えこ』**が、全体のコーディネートを行います。

＜地域生活支援拠点の整備手法＞

富津市では、今ある地域資源を活用し、富津市障害者総合支援協議会の各部会の活動を通じて、日頃から各事業者間の連携が図られている。



地域の異なる専門性のある事業所が機能を分担し、面的な支援を行う体制の「面的整備型」で整備します。



<<地域で関わる区長の皆さまへのお願い>>

対象者

在宅で生活する

- 障がいのある方と両親が高齢(75歳以上で且つ、介護認定を受けている)のみの世帯
- 障がいのある子がいるひとり親の世帯
- 障がいのある方のみの世帯

など、**緊急性の高い世帯の把握**を運用当所の対象者とします。

身近の方でいましたら、**基幹相談支援センター『えこ』**まで、ご連絡をお願いします。

< 富津市基幹相談支援センター 『えこ』 >

受託法人： 社会福祉法人 薄光会

T E L : 0439-66-2750 (直通)

F A X : 0439-29-7269

Eメール：eco-futtsukikan@hakukou-kai.or.jp

お気軽にご相談ください。

市役所内（本庁1階）に基幹相談支援センター相談室があります。

令和5年度

各種けんしんの受診勧奨のご協力のお願い

1.各種けんしんの日程

- ・「令和5年度 富津市けんしんカレンダー」をご参照ください。
4月の世帯回覧、健康づくり課、天羽行政センター、公民館、市内郵便局で配布しています。

2.集団けんしんのWeb予約を開始します

【予約できるけんしん】

	けんしん種類	けんしん日の予約体制
A	・若年健診・特定健康診査・肝炎ウイルス検診・風しん抗体検査 ・結核・肺がん検診(胸のレントゲン)※今年から18歳から受診できます	・AM 完全予約制 ・PM 予約者優先で当日受付も実施
B	・胃がん検診・乳がん検診(マンモグラフィ・エコー)・子宮がん検診 ・レディース検診(乳がん検診と子宮がん検診同日実施) ・口腔がん検診(今年度初めて実施します)	・完全予約制

【予約不要なけんしん】

- ・大腸がん検診：容器回収に巡回回収日を設けました。詳しくは大腸がん検査容器キットに記載しています。

3.予約方法

Webか電話で予約する

※特定健康診査を予約する場合は、受診券が必要です

Web予約

パソコン、スマートフォンをお持ちの人はこちらから

《予約時期》

- ・5月～9月の健診:5月1日～健診日の3日前まで
- ・10月～12月の健診:9月1日～健診日の3日前まで
- ・市のホームページからも申し込みできます



5月～9月のけんしん
5月1日スタート

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です



11月のけんしん

電話予約

インターネット環境・メールアドレスがない人はこちらから

《予約時期》

- ・5月～9月の健診 :5月8日～健診日の前日まで
- ・10月～12月の健診 :9月8日～健診日の前日まで

予約直通電話
0439-80-1269

平日 8:30～15:00
土日祝日は受付できません
※メモの用意をお願いします

- ・必要項目を入力、または選択してください。
- ・ご自身が受けることができるけんしんが予約できます
- ・メールアドレスを登録していただくと受付完了メールが届きます。

- ・希望するけんしん、けんしん日、名前、性別、生年月日、
- ・予約したけんしん日時、受付番号をお伝えしますので

A

のけんしん
決定通知のはがきはありません。

B

のけんしん
受診票(問診票)や注意事項について封書で案内しま

【問合せ】健康づくり課 0439-80-1265

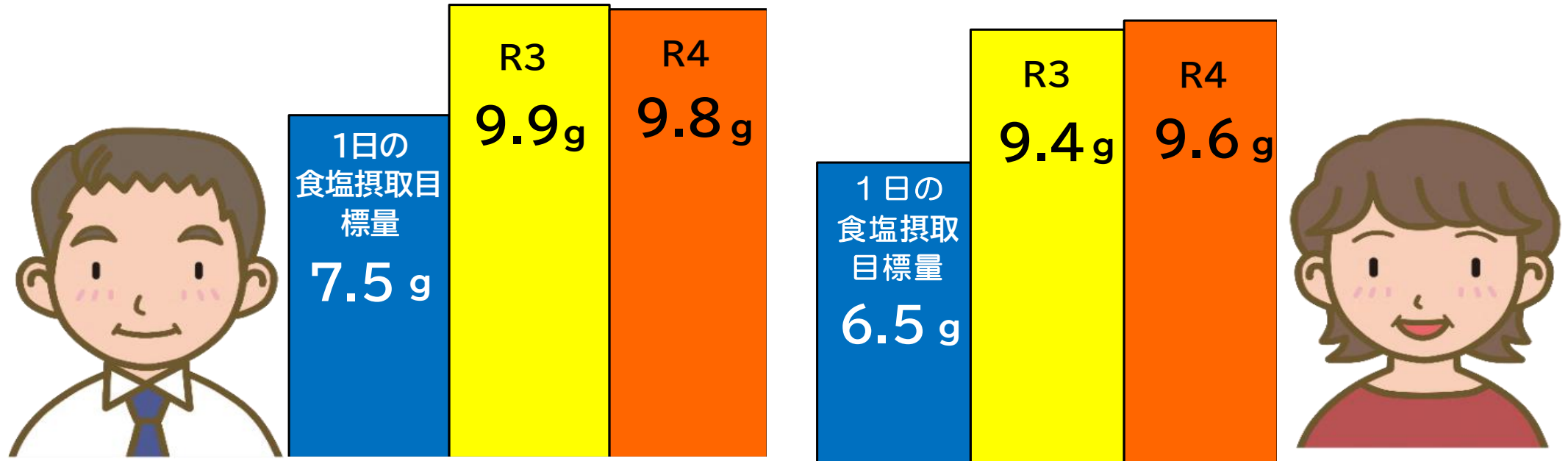
集団健診の特定健診と若年健診では、

推算塩分摂取量(尿検査)を実施しています



1日(健診前日)でどのくらい塩分を摂取したのかが推測できます

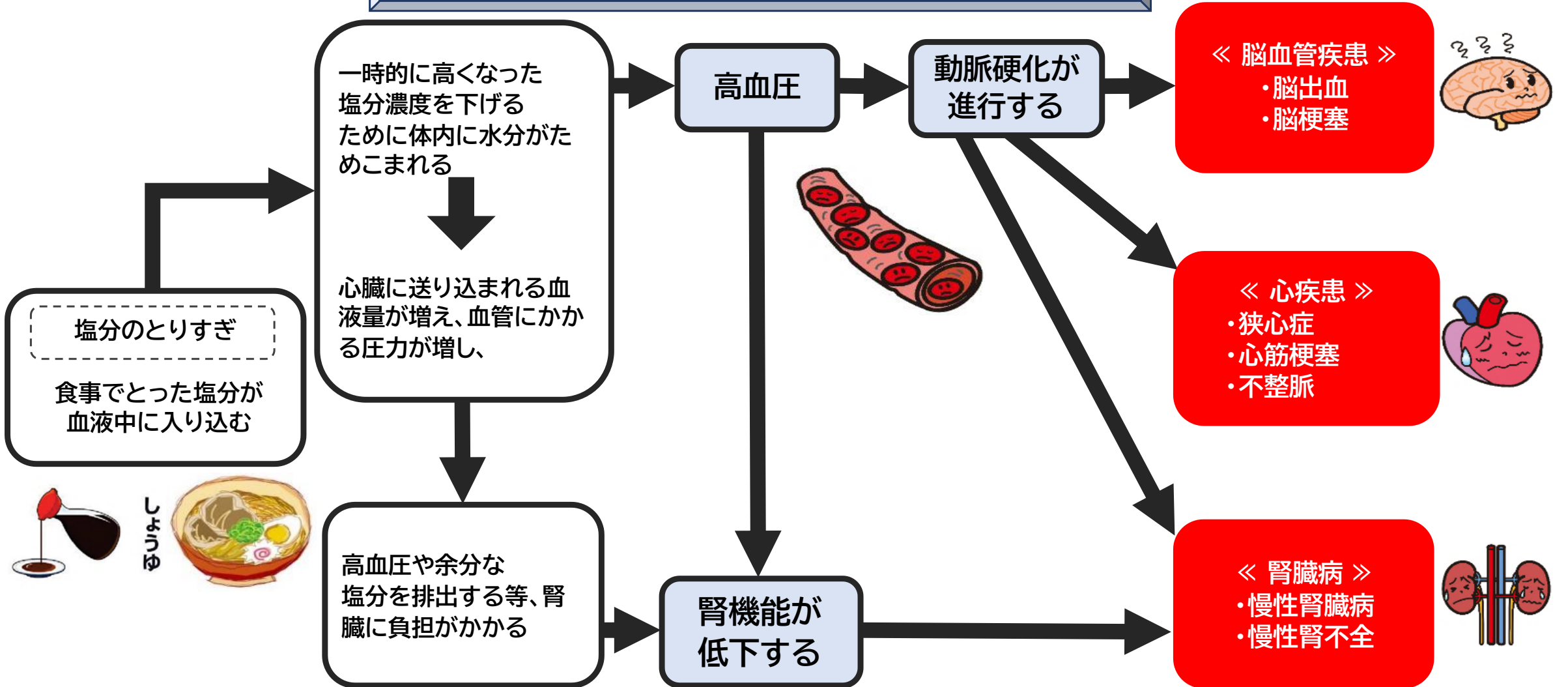
令和3・4年度 特定健康診査(集団健診)の結果より



(高血圧の人は6.0g未満)

※1日の食塩目標摂取量は、厚生労働省「日本人の食事摂取基準量2020」による

塩分のとりすぎが招く危険！！



富津市法定外道路舗装工事に関する基準について

建設経済部 建設課

1 富津市が管理する道路について

富津市が管理する道路は大きく2つに分類されます

道路法に基づき認定された道路

市 道

不特定多数の利用がある

赤道や開発行為等により整備され
市へ帰属された道路など

法定外道路

より市民生活に密着した道路
であり利用者が限定される

2 道路の維持管理の方針

市道

道路法に基づき市が維持管理を行います

法定外道路

利用者が限定されるため

日常の維持管理については道路の利用者へご協力をお願いしており、砕石の補充など維持管理に必要な支援を行っております

この方針に基づき法定外道路の舗装等は実施しておりませんでした。が、今まで多くの舗装要望を受けこの度、『富津市法定外道路舗装工事に関する基準』を作りました

3 富津市法定外道路舗装工事に関する基準

通勤、通学、買物などの一般通行に利用されている法定外道路（ほ場整備区域を除く）において、条件に合致した道路については、工事対象路線として予算確保に努めてまいります

- (1) 地元区からの要望であること（反対者がいないこと）
- (2) 法定外道路に出入口を有する、所有者の異なる居住している家屋が2軒以上あること。また通り抜けが出来ない行き止まり道路においては3軒以上あること
- (3) 道路境界が確定され道路区域が明確になっていること。
- (4) 道路幅員は、1.8メートル以上であること。
- (5) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設が存在しないこと。
- (6) 側溝が敷設されている等、排水の処理が適切であること。
- (7) 予算の範囲内において、対応可能であること。